

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会  
第14回牛豚等疾病小委員会概要

1 宮崎県における口蹄疫発生について

これまでの発生農場は、えびの市での4例を除き全て川南町を中心とした移動制限区域内にあったが、6月9日に都城市において、また6月10日に宮崎市、西都市及び日向市においてワクチン接種区域外に、それぞれ発生が確認された。

2 今後の防疫対応について

- (1) 川南町を中心とした移動制限区域内には、ワクチン接種後に疑似患畜となったものがあり、これを含め約3万頭の疑似患畜が残っていることから、これらが新たな感染源とならないよう、豚を優先し、早急に殺処分・埋却等の防疫措置を完了する必要がある。また、ワクチンを接種した家畜についても迅速かつ計画的にとう汰すべき。
- (2) 5月22日から接種したワクチンについては、接種1週間後に牛豚で抗体価の上昇が確認されており、ワクチンが効果を発揮しているものと考えられる。
- (3) ワクチンは、感染拡大を遅らせる効果はあるが、完全な感染防御はできないことから、感染拡大を防止するため引き続き農場、車両（一般車両含む）、機材、防疫作業従事者及び農場関係者等の消毒を徹底することが重要。
- (4) 都城市、宮崎市、西都市及び日向市での発生に係る感染経路究明については、人や車両の動き等の疫学関連情報を収集・分析する必要がある。防疫対応については、異常牛の確認後速やかに殺処分・埋却等が完了している。えびの地域が早期の殺処分を実施し限局的な発生に止まったことを踏まえれば、当面、早期摘発・早期とう汰を徹底することにより清浄化を進めることが妥当。
- (5) 都城市及び日向市での発生に伴い新たに設定された移動制限区域内に位置すると畜場については、家畜防疫員の立ち会いのもと、出荷前の健康確認や輸送時の消毒の徹底等移動制限区域内のと畜場におけるまん延防止に十分な措置を課した上で再開を認めることとして差し支えない。
- (6) ワクチン接種農場における飼料及び排泄物等の取り扱いについては、当該農場がウイルスに汚染しているおそれが否定できないことから、発生農場のものと同様に病原体の不活化に必要な措置を講ずる必要がある。
- (7) 発生農場周辺の清浄性確認については、従来の農場からの異常畜の通報による方法に加えて、近隣の農場及び大規模肉用牛肥育農場については、それぞれ念のため抽出検体について精密検査及び臨床検査を実施することを検討すること。
- (8) ワクチン接種家畜の迅速な処理を行う観点から、これを移動制限区域外の化製処理場で処理する場合には、家畜防疫員の立ち会いのもと、輸送前の健康確認した後殺処分をし、また、消毒の徹底等ウイルスの拡散防止を図ることが前提。